郵便による不在者投票制度が創設

今回の統一地方選挙は、身体に重度の障害がある選挙人のために、郵便による不在者投票制度が新しくできました。この制度に該当する選挙人は、次の手帳を持っている人ですから、対象者は市選挙管理委員会に手続きを行ってください。

選挙人の範囲

❶身体障害者については

身体障害者手帳に両下しなどの障害（両下し、体幹、心臓、呼吸器の障害という）の程度が次のように記載されている方です。両下し体幹の障害は1級もしくは2級、心臓、じん臓、呼吸器の障害は1級もしくは3級です。

❷戦傷病者については

戦傷病者手帳に両下しなどの障害の程度が、両下し、体幹の障害は特別項症から第2項症まで、心臓じん臓、呼吸器の障害は特別項症から第3項症までである者として記載されている方です。

❸その他

両下しなどの障害の程度が、①②の程度に該当するため、手帳交付台帳を備える知事が書面で証明した方です。

投票の手続

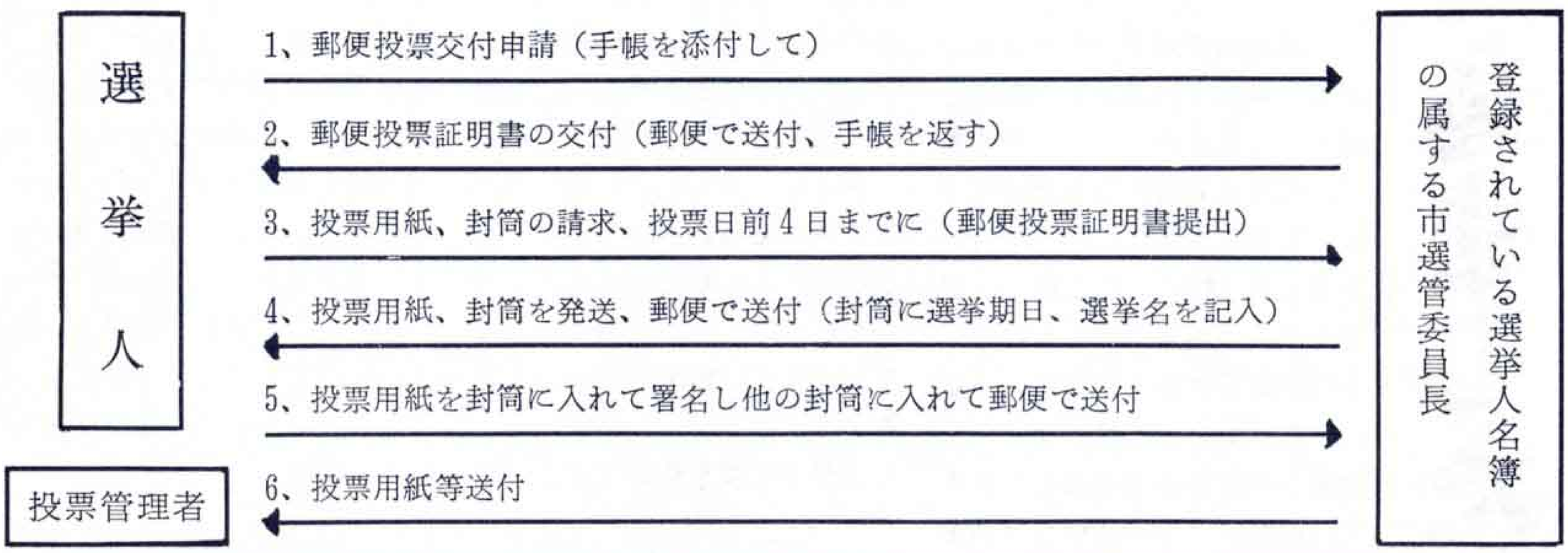

県議会議員選挙 4月13日(日)　市議会議員選挙 4月27日(日)

3月の当直医

休日当直医院は、富士市医師会が急病患者のために定めたものです。ところが、最近、かかりつけの医院がやすみなのでみてくださいと、当直医院に来る人が多くなりました。特に医療センターに多く、急病患者の診察に支障をきたしていますので、当直医院は急病のときにだけご利用ください。

■3月2日

外科　戸田医院（横割1　63—5213）
　　米山病院（吉原4　52—3060）
産婦人科　望月医院(西比奈34—0445)

■3月9日

外科　田辺医院（本市場　61—8410）
　　吉原病院（南町　52—0780）
産婦人科　吉見医院(吉原4 52—2399)

■3月16日

外科　川村医院（富士中島 61—4050）
　　渡辺病院（錦町1　51—3751）
産婦人科　遠藤医院(吉原3 52—1941)

■3月21日

外科　神谷医院（川成島　61—5900）
　　芦川病院（中央町2　52—2480）
産婦人科　北西医院(本市場61—0119)

■3月23日

外科　石川医院（瓜島　52—1985）
　　中央病院（本市場　61—8800）
産婦人科　中央病院(本市場61—8800)

■3月30日

外科　吉田医院（石坂　51—2515）
　　米山病院（吉原4　52—3060）
産婦人科　米山病院(吉原4 52—3060)

※内科、小児科は富士医師会が「医療センター」で行つています。診療時間は午前9時から午後5時までです。ただし受付時間は4時30分までです。
医療センターでは、日曜祝祭日以外は行っておりません。

医療センター案内図

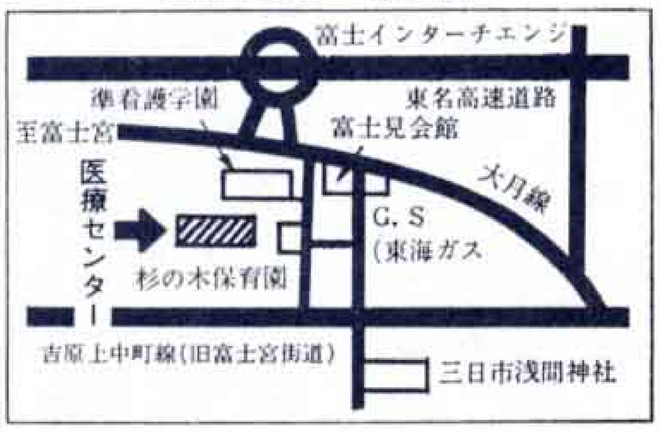

医療センターの住所は「富士市伝法字杉ノ木2850-2（長者町）」電話は52—3104です。